

本来は起訴猶予相当事案であったなどとして、刑の免除を言い渡した事例

【文 献 種 別】 判決／大阪簡易裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 2 月 26 日
【事 件 番 号】 平成 26 年（ろ）第 9 号
【事 件 名】 傷害被告事件
【裁 判 結 果】 有罪（刑の免除）
【参 照 法 令】 刑法 60 条・204 条・36 条 2 項
【掲 載 誌】 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25506111

事実の概要¹⁾

1 被告人 A は、双子の弟 B（いずれも当時 21 歳）と共謀の上、2013（平成 25）年 6 月 2 日午後 10 時 25 分頃、大阪市内某所のコンビニ「C 店」東側歩道上において、被害者 D（当時 56 歳）に対し、げん骨でその顔面を多数回殴るなどの暴行を加え、よって、同人に加療約 21 日間を要する左頬部骨折等の傷害を負わせたとして、同年 12 月 27 日に起訴され、同時に略式命令を請求された。請求を受けた大阪簡易裁判所は、翌 2014（平成 26）年 1 月 21 日に罰金 30 万円の略式命令を発付した。これを不服として A が正式裁判を請求し、公判審理の結果言い渡されたのが本判決である。

2 本判決が認定したところによれば、本件公訴事実に至るまでの経緯や捜査状況等は、以下の通りである。

(1) A は事件当日、弟 B と妹 E（当時 19 歳）とあわせて 3 人で、各々の自転車に分乗し、歩道上を比較的ゆっくりとした速度で走行し、本件現場にさしかかった。自転車は無灯火であったが、3 人いずれも酒気は帯びていなかった。他方、D は高校時代の先輩である G とともに当日午後 7 時頃から居酒屋を 3 軒くらい梯子して飲み歩いた後、「ほろ酔い加減」で本件現場付近の歩道上を A らと対向する格好になって近づいた。

(2) A らが D らの側方を通り抜けようとする直前、G が突然 A らに怒鳴りつけ、さらに罵声を浴びせた。A らは無視して通り過ぎようとしたが、G は通り過ぎた A らの後方を走って追いかけ、B

の自転車後部をつかんで止めた。その後、G は両手で B の胸倉をつかみ、B が「止めてください」等と言っても G は手を離そうとせず、さらに B の首を締め上げるようにして同人を押していった。

それを見た A が、B を助けようとして同人らに近づこうとしたところ、突然 D が両手で A の胸倉をつかみ、さらに両手を A の首元にずらせて首を締め上げるようにしながら前に押してきた。A は D の手をつかむなどしてその手を離そうとしたが、なおも D は首を締め上げるようにしてコンビニ「C 店」の壁際まで押し込んだため、息苦しくなった A は、右手拳で D の左顔面を思いっきり 1 回殴打した。すると D は A に対し殴りかかってきたので、A もさらに D を手拳で 10 回位殴打した。それに対し当初は D も殴り返してきたものの、後半は A が一方的に殴り勝った状況で、D は蹲るようにしゃがみ込み、防戦一方となっていた。

(3) その後、A と B はその場から走って逃げ出したところ、後方から妹 E の呼ぶ声が聞こえた。A らが振り返ると、D が E の右腕を掴み、G も E の方向に向かおうとする姿が見えた。A と B は直ちに返って、B が G の右顔面を 1 回殴り、続いて A も G の腕等を 2～3 発殴打した。そうこうしているうちに、コンビニ店員や通行人らが止めに入った。A 及び B の暴行により D は前記傷害を負った。

(4) 本件に関して逮捕・勾留は行われなかった。捜査機関は、在宅事件として、A 及び B を D らに対する傷害容疑で、D 及び G を A らに対する暴行容疑で捜査した。その結果、G に対しては 2013 年 12 月 24 日付けで「被疑者死亡」により、

またほぼ同時期にBとDは「起訴猶予」により、いずれも不起訴処分とされ、Aだけが起訴された。

3 A、B、Eの兄弟妹3人は、父は日本人で母はフィリピン人である。国籍は日本であるものの、いずれも日本語能力は片言程度の会話が漸くできる程度しかない。ただ、タガログ語が堪能で、英語については相当程度の語学力があるとされている。体格については、Dは、一見して明らかにAやBよりも大柄であった。

判決の要旨

刑を免除する。

以下、本判決が理由中で掲げた項目に沿って、その要旨を紹介する。

1 弁護人の主張に対する判断

弁護人は正当防衛の成立を主張しつつも、仮に過剰防衛に当たるとしても刑の免除が相当であると主張した。これに対し、本判決は、Dの所為が急迫不正の侵害に該当し、それに対抗した被告人Aの殴打行為はなお防衛の意思を持ってなした行為と認めるのが相当であるとしたが、防衛行為の必要性・相当性に関して次の通り判断した。

「(被告人の)反撃の過程において、被告人の方がDに殴り勝ち、その闘争の後半段階においては、Dは攻撃を止め躊躇するようにしてしゃがみ込み防戦一方となったのであるが、被告人及び弟Bはそのような状態のDに対しなお殴打による攻撃を続けたのであるから、この段階での攻撃は防衛の程度を超えた過剰な攻撃であったといわざるを得ず、被告人のなした行為は過剰防衛に該当する。」

2 刑を免除した理由

その上で、過剰防衛の「過剰性の程度は『やや、やり過ぎた。』という程度の、防衛に必要な程度を若干上回った程度に過ぎないこと、本件は被告人とDの1対1の闘争ではなく、すぐ側で弟とGも闘っていたのであり、被告人がDに対する反撃の手を緩めれば、Dが再び勢いを盛り返し、Gと弟の闘争の推移如何によっては、弟に打ち勝ったGがDに加勢して再度2人がかりで自分に攻撃を加えてくる虞もなくはない状況にあったのであるから、一応殴り勝った状況にあったとはいえ、

Dの攻撃的意思等を完全に粉碎制圧しておく必要があると考えて攻撃を直ちに中止しなかったとしてもやや無理からざる事情が認められ、被告人に対しそれ程強い非難を加えることはできない。

さらに本件は、被告人に対し先に攻撃を仕掛けてきたDが被告人に『返り討ち』に遭った事案であって、Dにとってはいわば『自業自得』というべき事案であるが、そのDが『起訴猶予処分』となり、何らの刑責も問われていないこととの公平や均衡を考えると、何らの前科も前歴もない被告人のみを処罰するのは著しく公平と均衡に欠けた処分であるといわざるを得ず、本件は、本来であれば『被告人も起訴猶予処分とするのが相当な事案であった』と考えられる。そうすると、被告人に対しては刑を免除するのが相当である。」

3 本件についての判決裁判所としての所感

最後に、「裁判所として、本件の起訴前の捜査及び事件処理のあり方について、一言苦言を申し述べざるを得ない」として、所感が付記された。

まず被告人やその弟妹への警察での取調べにおいては、本来であればタガログ語の通訳を介して行われるべきであったと指摘した。その上で、取調べは英語通訳を介してのものだったが、ともあれ一応作成された警察官調書を読むだけでも、本件が「正当防衛や過剰防衛の成否」が問題となりうる事案であることが容易にわかるはずの内容であったとし、次のように述べた。

「しかるに、……タガログ語通訳も確保できていた被告人の検察官調書を見る限り、被告人の取調べに当たった検察官が、被告人から『警察段階で既に述べていた弁解をさらに詳細に再聴取した形跡』もなければ、一件記録を見ても『被告人やその弟に対する検察官による取調べを踏まえて、さらに被害者や目撃者のコンビニ店員を再度自ら取り調べ、或いは警察を指揮して再聴取させたような形跡』は全く認められない。公判に現れた記録を見る限り、本件の捜査に当たった検察官は、被告人やその弟から弁解や言い分を十分聴取する慎重かつ丁寧な捜査をすることなく、通り一遍の簡単な自白調書を巻いただけで、本件を単なる喧嘩闘争事案と決めつけ、ほぼ生じた結果の軽重のみにより『被害者を不起訴とし、被告人のみを起訴する』という極めて杜撰で不公平かつバランスを欠いた捜査及び事件処理をしたとしか考えられな

い。

今後このような遺憾な捜査が2度と行われないうちに希望する。」

判例の解説

一 はじめに

本判決は、実体法上被告人の行為が過剰防衛に該当すると認定し、刑の免除を選択した。実務上、刑の免除が言い渡される例は極めて稀である²⁾。しかも、検察官の控訴がなかったため、そのまま確定した。その意味だけでも、本判決は注目される。しかし、そればかりではなく、本件捜査や訴追過程には、本判決が所感で言及した問題をはじめ、手続法上いくつかの問題を投げかけている。

二 過剰防衛の認定と刑の免除

1 正当防衛か過剰防衛か

本判決は、被告人の行為を正当防衛に該当するとはせず、過剰防衛であると判断した。この判断の当否については、事実認定の問題にも関わるので、もとより軽々に論じることはできない。しかし、次の疑問は指摘しておきたい。

本判決は、Dが攻撃を止め蹲るようにしてしゃがみ込み防戦一方となった「闘争の後半段階」を、それ以前の段階とは峻別して論じている。しかし、これは、「A・B対D・G」の関係で起こった一連の抗争を、バラバラに分断して評価していることを示しているものであり、基本的に疑問がある³⁾。その理由は、D（及びG）の攻撃意欲は「闘争の後半段階」でも完全には消滅していなかった可能性が認められるからである。実際にも、コンビニ店員等に止められる前の段階において、G及びDは妹Eを攻撃してきたのである。Dらの急迫不正の侵害は、最後まで継続していたと認めることはできよう。そうすると、被告人の防衛の必要性も相当性も、なお肯定できたようにも思われる。また、本件傷害の主要部であるDの左頬部骨折は、どの段階で、またどのようにして生じたか証拠上特定できていないように思われる。そうであるとするならば、AのDに対する攻撃の機序から考えて、それは闘争の「前半段階」で生じた可能性も否定できないのではないだろうか。確かにAの暴行行為は続いていたかもしれないが、本判決がその「後半段階」における過剰防衛をことさら問題

とすることには、やや違和感を禁じ得ない。

2 刑の免除の判断

本判決では、犯行の動機、原因、程度、犯行に至るまでの経緯を斟酌し、被告人に対し、それ程強い非難を加えることができないとしている。さらに、起訴や処罰の不公平といった刑事政策的配慮を加味して、刑の免除が相当であると判断した。これらの要素は、従来から刑の免除をするに際しての情状要素であることが認められ⁴⁾、これ自体は妥当な判断である。

三 杜撰な捜査と不平等な訴追

1 不可解な捜査

事実経過からわかる通り、本件ではAのみが起訴されている。しかし、その実質は2対2の4者が入り乱れた「抗争」である。全員が被疑者であり、かつ被害者である。A、B、Dの3人については、事件直後から警察で取り調べられ、作成された調書のいくつかは本件公判廷で取り調べられた。しかし、Gの調書は証拠調べの対象となっていない。それどころか、2013年12月にGが死去するまで、同人に対する取調べがなされた形跡が全くないという⁵⁾。

本件審理においては、コンビニ店などの防犯カメラの映像や関係者以外の目撃者供述などは、弁護側に開示されていない。そのことからすると証拠資料が乏しい事件であると思われるが、そうであればこそ、なおさらGの供述をはじめとして証拠収集を尽くすべきであった。不可解、不十分な警察捜査に対し、検察官はさしたる補充捜査を実施することなく被告人を起訴したのであって、それ自体が不当な判断であったと思われる。なぜなら、公訴提起を判断するに足る条件が整っていない段階での起訴だったからである。

2 取調べと外国語通訳の問題

被告人AやBの言語能力から考えるならば、彼らに対する取調べは、タガログ語による通訳を介して行うべきであった。しかし、事件当日午後11時過ぎから翌日午前4時頃まで行われた警察での取調べは、当初は身振り手振りを交えた日本語により行われた。そして、録取した調書の読み聞けのみが電話を介しての英語通訳でなされ、Aらはそれに署名してしまったのである。

このような取調べにあたり、そもそも黙秘権の告知が的確になされたとは想像しがたい。また、取調べにおける発問と応答が、かみ合った上でのやり取りだったとは思われない。通訳を受ける権利を含め防御権が保障された取調べにはなっていないのではないか。しかも、本判決はAらの英語は相当程度の能力があるとするが、弁護人によると、そのレベルは日本語に比べればわかるという程度でしかないという⁶⁾。当日より後の警察での取調べは、いずれも英語による通訳で行われたとされる。およそ第一言語による取調べやその後の読み聞けの確認もなく作成されたAらの調書は、叙述された供述が正確に調書に反映されていることの担保が極めて乏しい。伝聞性を否定できないと思われる。日本語の能力が十分でない被疑者はそれだけでハンディキャップがあるが、本件の警察段階での取調べはそれに対する援助を欠いていた。

当日のこのような取調べがひとつの原因となつて、警察官らの中に予断と偏見が形成されたのではないか。本件事件処理の偏頗性、不平等性を生み出したことには、警察段階での取調べの問題があったと推測することが可能である。

3 不平等な訴追

本件では、何故に、Aのみが起訴され、他が起訴されなかったのか正当な理由を見いだしにくい。不平等な起訴である。また、前科も前歴もないAについて、正当防衛や過剰防衛も考える事案で、なぜ取えて起訴したのか。少なくとも、起訴猶予にすべきものを起訴したと思われる。

検察官の公訴権行使については、裁量が広く認められている。かつて、公訴権濫用論が活発に議論され、手続の打ち切りが求められた時代もあった。しかし、最高裁はチッソ川本事件決定⁷⁾において、極限的な場合でなければ、公訴提起を無効にすることはないとした。この判決によって、検察官の公訴権行使はいわば聖域化している。それ以来、実務上、公訴提起が裁量権を逸脱して無効であるとする主張はほぼ受けいれられなくなった。

しかし本判決は、そのような状況にあって、刑の免除によって救済したのである。これは非常に示唆に富む。本件が示す通り、検察官の公訴提起が不当な事案は実在する。そのような場合に、本

判決は、過剰防衛という限られた局面においてはあったが、手続法上公訴提起を無効とするのではなく、実体法上で妥当な処理をはかった。立法論になるが、裁量的な刑の免除の規定拡大を検討することも必要であろう。

四 略式手続の問題

本件は、略式手続の有する問題も浮かび上がらせていると思う。被告人Aは、検察官の取調べにおいて、略式手続によることについて説明を受け、異議がないことを書面で明らかにした。しかし、その後、家族の助言があつて、正式裁判を請求したという。もし本人が請求していなければ、罰金30万円が誤って確定するところであつた。

この経緯を、誤判防止の観点からとらえ直してみたい。本判決の所感が、極めて杜撰で不公平かつバランスを欠いた捜査及び事件処理を指弾した姿勢は正しい。しかし、そのような捜査、訴追が現になされようとするとき、できるだけ早期に抑止することも必要である。それには、まず弁護人の援助であろう。略式命令の請求にあたり、弁護人の援助を受けることを必要的にすべきではなかろうか。すでに、即決裁判の場合には、必要的弁護事件となっている。被疑者・被告人にとって、自分の罪責が決められ、その刑罰を受容するいわば決定的段階(critical stage)においては、在宅事件でも、弁護人の援助を受けることができるよう制度改革を求める。

●—注

- 1) 松岡正章「刑の免除を言い渡して捜査機関の取調べ等を詳細かつ厳しく批判した事例」刑弁84号(2015年)96頁以下は、本件弁護人によるレポートとして、より詳しく経緯等を明らかにしている。
- 2) 通常第一審における終局人員の終局区分の全国統計によれば、2010年から2014年の5年間で、刑の免除が言い渡された事例は2件だけである。曹時68巻2号(2016年)440頁参照。
- 3) 松岡・前掲注1)98頁。
- 4) 大原邦英「刑の免除序説(二)」法学51巻3号(1987年)80頁。
- 5) 松岡・前掲注1)97頁。
- 6) 松岡・同上。
- 7) 最一小決1980(昭55)・12・17刑集34巻7号672頁。